

松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）に係る プロポーザル実施要領

松戸市青少年姉妹都市等派遣事業について指名型プロポーザル方式の業者選定を実施するに当たり、必要となる事項及び手続き等について実施要領を定めます。

1 事業概要

- (1) 事業名称 松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）
- (2) 事業目的 本市と姉妹都市提携を結んでいるオーストラリア ビクトリア州 ホワイトホース市へ中高生を派遣し、両市相互の交流を促進するとともに、ホームステイなどを通じて国際理解を深め、国際性豊かな青少年を育成するために実施します。
- (3) 実施期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月17日（火）まで
- (4) 派遣人数 中学生から高校生までの生徒10名及び引率者2名
- (5) 派遣場所 オーストラリア ビクトリア州 ホワイトホース市
派遣校 クーナン セカンダリー カレッジ
(615 Elgar Road Mont Albert North Vic 3129 TEL+61(03) 9890 9662)
- (6) 事業担当 公益財団法人松戸市国際交流協会
(共催：松戸市文化スポーツ部国際推進課)

2 事業内容の詳細

「令和7年度松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）仕様書」のとおり

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみの競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受ける必要があるため

4 提案限度額

総額 5,980,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

内訳書記載内容：生徒1名当たり単価金額×10名

引率1名当たり単価金額×2名

（保険料 1名当たり8,000円以内含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すものであることに留意してください。

5 参加資格

参加資格は、次に掲げるとおりとし、提出された書類に虚偽があった場合は、参加を取り消します。

- (1) 松戸市の入札参加資格の指名停止を受けていないこと。
- (2) 公租公課を滞納していないこと。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 団体旅行等の知識及び経験を有し、旅行先での事故、トラブルに対しサポートが可能であること。
- (6) 当該事業の内容及び特性を理解したうえで、業務について提案できること。
- (7) 過去5年以内に官公庁、地方自治体又は国際交流団体等との事業実績があること。
- (8) 反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員の統制下にある団体ではないこと。

6 関係書類配布

- (1) 募集開始通知

令和7年9月10日（木）より、当協会ホームページにて

- (2) 募集資料配布

期 間：令和7年9月16日（火）から令和7年9月19日（金）まで

配布方法：①当協会事務所

〒271-0092

千葉県松戸市松戸 1307-1 松戸ビルディング 4 階

公益財団法人松戸市国際交流協会 担当：片山・高橋

電話：047-711-9511

②e-mail office@miea.or.jp

③郵送

- (3) 募集資料名

①松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）に係るプロポーザル実施要項

②令和7年度松戸市青少年姉妹都市等派遣事業(ホワイトホース市)仕様書

③プロポーザル参加申込書（ホワイトホース市） 様式1

④他自治体・国際交流団体等との事業実績報告書 様式2

⑤辞退届出書（ホワイトホース市） 様式3

7 参加手続及び提案書提出先

プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により提出してください。また、参加申込みを希望しない場合又は参加申込後に辞退を希望する場合は辞退届出書を提出してください。

- (1) 提出書類 参加希望：プロポーザル参加申込書（様式1）

参加辞退：辞退届出書（様式3）

- (2) 提出先 〒271-0092

千葉県松戸市松戸 1307-1 松戸ビルディング 4 階

公益財団法人松戸市国際交流協会

- (3) 提出期限 令和7年9月26日（金）

8 質問等

- (1) 質問受付期限 令和7年10月3日（金） 正午まで
- (2) 質問方法 E-mailにて、「松戸市青少年姉妹都市等派遣事業についての質問」と標記し、松戸市国際交流協会あてに任意書式で提出すること。【E-mail：office@miea.or.jp】
- (3) 回答
令和7年10月9日（木）までにE-mailにて、全参加希望者あて送付します。

9 書類提出日時及び場所

- (1) 提出日時 令和7年10月20日（月） 午後2時
- (2) 提出場所 〒271-0092
千葉県松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング4階
公益財団法人松戸市国際交流協会
- (3) 提出書類

提出書類	書式	部数
見積書及び内訳	任意様式 (押印すること)	7部 (原本1部、 写し5部)
会社概要	任意様式 (会社パンフレット でも可)	6部
仕様書に基づいた具体的な提案書	任意様式(原則A4)	6部
他自治体・国際交流団体との事業実績 について	様式2	6部

注1) 上記の提出書類を紙媒体で提出してください。

注2) 専門用語や略語等を使用する場合には、必要に応じて注釈等を使用し分かりやすい表現で記載してください。

10 プロポーザル審査日

- (1) 実施日時 令和7年10月27日（月）
プロポーザルの実施時間については、書類提出時に抽選のうえ決定いたします。
- (2) 実施場所 〒271-0092
千葉県松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング4階
公益財団法人松戸市国際交流協会
- (3) 選考方法
①プロポーザル方式による審査は、「松戸市青少年姉妹都市等派遣事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。
選定委員会は提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、「松戸市青少年姉妹都市等派遣事業評価基準表」（非公開）に基づき審査します。

②プレゼンテーションは、1 案件につき 20 分以内で行ってください。

③プレゼンテーション後にヒアリングを行います。

(4) 選考結果

令和 7 年 10 月 31 日（金）に参加事業者に対して、参加申込書（様式 1）に記載された担当者の電子メール宛て通知します。その選考結果は松戸市国際交流協会のホームページにて公表します。なお、選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答できません。

選定委員会が選定した最上位者を当該事業に係る第 1 優先順位の交渉相手とします。ただし、選定後に提案内容等に不備が生じた場合、また第 1 優先順位者が辞退した場合等には次席者を相手方として契約の交渉を行います。

(5) 採点基準

プレゼンテーションについては、主に次の基準により選考します。

評価基準	評価項目
企画内容	企画内容等
コスト	価格
その他	取組意欲、実現妥当性 緊急時の対応、安全性等

1 1 スケジュール（再掲）

募集資料配布期間	令和 7 年 9 月 16 日～19 日
参加申込書等提出期限	令和 7 年 9 月 26 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 10 月 3 日（金）正午
質問に対する回答	令和 7 年 10 月 9 日（木）
書類提出・抽選	令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 2 時
プロポーザル審査	令和 7 年 10 月 27 日（月）
選考結果通知	令和 7 年 10 月 31 日（金）

※ 日程等については、変更する場合があります。

1 2 契約について

契約内容の詳細は、契約締結時に協議し、最終的な契約内容を定めます。

1 3 その他の留意事項

- (1) 業者選定までの間に生じた費用については、参加者の負担となります。
- (2) 提出いただいた書類等は、調達以外に使用することはありません。
- (3) 提出書類等は、返却いたしません。
- (4) 本事業で得た成果品は、著作権を含め全て委託者である公益財団法人松戸市国際交流協会に帰属します。